

# 施工体制点検要領のフローチャート

スタート

No

請負金額4,500万円以上  
(建築9,000万円以上)

Yes

建設工事の下請契約がある場合は、  
別途「一括下請負の確認」を実施（本点検要領の対象外）

No

建設工事の  
下請契約

Yes

1 施工体制台帳等の記載内容の点検

疑義あり

【様式1】 事前確認

2 工事現場における施工体制の点検

疑義あり

【様式2】 現場確認

同時に実施可

3 施工体制（一括下請負）に関する点検

【様式3】 元請実質関与

一般事項（6項目）

実質的関与点検  
（11項目＋様式3－〇）

疑義あり

【様式4】 下請負人用

疑義あり

一般事項（3項目）

実質的関与点検  
（6項目）

疑義なし

点検終了

2 工事現場における  
施工体制の点検

【様式2】 現場確認

（標識掲示、配置技術者の確認のみ）

点検終了

別紙2 施工体制点検の対応方法を参照

（元請負人・下請負人への  
意見聴取後）  
①点検者から元請業者へ  
口頭により指導。

（改善が認められない場合）  
②所属長から元請業者へ  
様式5「改善措置等請求書」  
により改善請求する。

（元請負人・下請負人への  
意見聴取後）  
①点検者から元請業者へ  
口頭により指導。

（改善が認められない場合）  
②所属長から元請業者へ  
様式5「改善措置等請求書」  
により改善請求する。

（更に改善が認められない場合）  
③所属長から契約課へ  
「一括下請負の疑義」が  
ある旨を報告する。